

II 凍結保存精子を用いた死後懐胎子の 遺族給付金受給資格

—— Astrue v. Capato, 132 S. Ct. 2021 (2012) ——

1 事 実

Capato 夫妻の夫 Robert は1999年5月に結婚して間もなく食道がんと診断され、化学療法を受けることになった。夫妻は子を望んでいたため、不妊になるおそれのあるこの治療に先立ち、Robert の精子を凍結保存した。Robert の治療は強度であったが、妻 Karen（本件被上訴人）はその最中に自然妊娠し、2001年8月に息子を出産した。夫妻はさらにこの息子のきょうだいをもうけたいと考えたが、Robert の健康状態は2001年後半に悪化し、2002年3月に夫妻が居住するフロリダ州で死去した。

Robert の遺言は死の三か月前にフロリダ州で作成され、被上訴人との間に生まれた息子と、以前の結婚でもうけた二人の子どもが受益者に指名された。夫妻は将来生まれる子を既にいる子と同位にしたい旨を弁護士に話していたが、遺言上に Robert の死後に懐胎される子についての記載はなされなかった。被上訴人は、夫の死後間もなく凍結保存精子による体外受精を開始し、18か月後の2003年9月に双子を出産した。

被上訴人がこの双子のために社会保障遺族給付金を申請したところ、社会保障局が却下したため、行政法審判官による聴聞を申し立てた。行政法審判官が双子は社会保障法における「子」には該当しない、として申請却下の判断を支持したため、連邦地裁に提訴した。連邦地裁は、合衆国法典42編416条 (h) (2) (A) が規定するように、双子に受給資格が認められるのは、州の無遺言相続法の下で死亡した被保険者から相続できる場合だとする行政法審判官の解釈を反復した。その上で、Robert の死亡時の居住地であるフロリダ州の法律では、死後に生まれた子が無遺言相続できるのは父の存命中に懐胎していた場合に限られ、死後懐胎子 (posthumously conceived child) には無遺言相続の資格がないことを理由に、社会保障局による申請却下の判断を支持した。

合衆国第三巡回区控訴裁判所は、416条 (e) が「子」を「被保険者の子または法的な養子」と定義するため、被保険者の生物学的な子であることに争いの

ない者と被保険者の未亡人には州の無遺言相続法での取り扱いに拘わらず遺族給付金の受給資格がある、として地裁判決を一部破棄した⁽¹⁾。本件が提起する条文解釈上の問題については合衆国控訴裁判所間で見解が対立⁽²⁾しており、これを解決するためにサーシオレイライが認められた。

2 争 点

- (1) 死後懐胎子には連邦社会保障法にもとづく遺族給付金の受給資格があるか。
- (2) 死後懐胎子に遺族給付金の受給資格を認めない社会保障局による社会保障法の解釈は、合衆国憲法の平等条項に違反するか。

3 判 決

破棄差戻。Ginsburg 裁判官による全員一致の法廷意見。

- (1) フロリダ州法が被保険者からの無遺言相続を認めないことを理由に、死後懐胎子に遺族給付金の受給資格を否定した社会保障局による社会保障法の解釈は、唯一の合理的解釈でないと少なくとも許容される解釈ではあり、原審判決を破棄する。
- (2) 死後懐胎子に遺族給付金受給資格を認めないことは、憲法の保障する法の下での平等に反しないため、原審の合憲判決を維持する。

4 判決理由

- (1) 社会保障法における「子」の定義

社会保障法の1939年の改正によって、死亡した被保険者の遺族に対して毎月給付金が支給されるようになり、遺児に対する給付金はその一部である。その受給資格は、402条 (d) (1) により、同法における「子」の定義を満たす、未婚で一定年齢未満 (18-19歳) の者または22歳より前に開始した障害がある

(1) Capato v. Commissioner of Social Security, 631 F. 3d 626 (3d Cir. 2011).

(2) 原審の他に被保険者の死後懐胎子に受給資格を認めた判例として、Gillett-Netting v. Barnhart, 371 F. 3d 593 (9th Cir. 2004). 死後懐胎子の受給資格の有無は被保険者の居住州の無遺言相続法により決まるとした判決として、Beeler v. Astrue, 651 F. 3d 954 (8th Cir. 2011); Schafer v. Astrue, 641 F. 3d 49 (4th Cir. 2011). Gillett-Netting 判決までの動向について、石原善幸「アメリカにおける死後生殖素描」松山大学論集17巻1号233頁 (2005) 参照。

者で、死亡した被保険者の死亡時における扶養家族とされる。

本件を解決するために、双子が社会保障法における「子」に該当するかどうかを判断しなければならない。遺児への給付金に関する402条(d)は、416条(e)に定義される「子」に受給資格がある、と規定する。そこで416条(e)をみると、「子」とは(1)被保険者の子または法的養子、(2)一定の要件を満たす継子、(3)被保険者または一定の要件を満たすその配偶者の孫または継孫、だとされる。このうち本件に関連する(1)は、継子や孫が受給資格を得る場合を限定する(2)及び(3)とは異なり、詳細さを欠いている。

後続の「家族の地位の決定」と見出しのついた416条(h)(2)(A)は、「申請者が本節の目的において被保険者の子または親に該当するかどうかの判断に際し、社会保障局長官は被保険者の居住州の無遺言相続法を参照しなければならない」と規定する。また、この無遺言相続法の基準を満たさない申請者でも、社会保障法が規定する次のいずれか一つの基準を満たせば、「子」として受給資格を得られる。すなわち、被保険者の「息子または娘」たる申請者で、無遺言法の規定では「子」とみなされない者であっても、(1)もし被保険者ともう一方の親が一定の法的な婚姻障害(legal impediments)がなければ有効であったはずの結婚式を挙げていた場合⁽³⁾、(2)被保険者が生前に文書で申請者をその息子または娘として認知していた場合、または裁判所によって被保険者が申請者の父または母であると決定された、もしくは子の養育費の支払いを命じられた場合⁽⁴⁾、(3)被保険者が申請者の親であり、申請者と同居していた、または養育費を支払っていたことが証明される場合⁽⁵⁾、である。無遺言相続法以外に双子が「子」であることを根拠づけるこうした選択肢について、被上訴人は主張していない。

社会保障局はこれらの規定を告知と意見聴取による規則制定手続(notice-and-comment rulemaking)を経た規則において解釈してきた。規則は申請者が「実子(natural child)、法的養子、継子、孫、継孫、衡平法による孫」である場合を対象⁽⁶⁾とした上で、416条(h)(2)と同条(h)(3)に倣い、次の四要件のいずれかを満たす場合に実子として給付金の受給資格を得るものと規定する。(1)申請者が州の相続法に基づき、被保険者の遺産を相続できる

(3) 42 U. S. C. §416 (h) (2) (B).

(4) 42 U. S. C. §416 (h) (3) (C) (i).

(5) 42 U. S. C. §416 (h) (3) (C) (ii).

(6) 20 C. F. R. §404. 354.

場合、(2) 申請者が被保険者の実子であり、その親が法的婚姻障害がなければ有効となったはずの結婚式を挙げている場合、(3) 被保険者が生前に文書で申請者の親である旨を認知し、または親であることを裁判所に決定され、あるいは養育費支払いを裁判所に命じられていた場合、(4) 被保険者が申請者の実父または実母であり、同居または養育費の支払いをしていたことにつきその他の証拠がある場合、である⁽⁷⁾。

社会保障局が解釈する通り、416条(h)は416条(e)(1)にいう「子」の意味を規定するものであり、「子」として給付金を受給しようとする全申請者が通過しなければならない関門である。

(2) 416条(e)と416条(h)の関係

被上訴人と原審は、416条(e)と416条(h)は別個の状況を規定しており、後者が前者の定義を補完するとの社会保障局による解釈を採用しない。被上訴人らの解釈によれば、申請者が被保険者の実子である場合は416条(e)が、実子であるかどうかにつき争いがある場合は416条(h)がそれぞれ適用され、このことは「家族の地位の決定」という416条(h)の見出しからも明らかだという。つまり、子に関して「家族の地位を決定」する必要がない場合、すなわち本件双子のように給付金申請者が婚姻夫婦(married couple)の生物学的な子である場合には416条(h)の適用はない、というのである。この解釈には以下のような明白な欠陥がある。

文言を反復するだけの416条(e)における「子」の定義は、議会が「子」を婚姻夫婦の子に限定して理解していたことを示唆しない。被上訴人が提示する辞書上の「子」の定義もそれほど限定的なものではない。その上、同法は他の箇所では対象となる子の区分を限定する場合に、「嫡出子(offspring of a marital union)」と明示している。同時代の制定法も嫡出子を「子」一般とは区別している。

また、同条は「生物学的な」親たることを同規定の「子」の地位の前提条件にもしていない。社会保障局が指摘するように、1939年当時、科学的に証明された父子の生物学的関係という観念はまだなく、それは同法に「生物学的」という文言がないことの理由の一つである。養子とその遺伝的親の間に親子関係が存在しないように、生物学的な親は必然的に法的な親ではない。また、今日の生殖補助医療について直接規定する法が、生物学的な親であることを普遍的

(7) 20 C. F. R. §404. 355 (a).

に決定的な要素とみていないことは、精子・卵子の提供者が実親とみなされないことから理解できる。さらに、親の婚姻関係は子の親たることを確実にするものではなく、反対に婚姻関係を欠くからといって子の親たることを不確実にするものでもない。最後に、フロリダ州法によれば、婚姻は一方の配偶者の死によって解消する。したがって、死後懐胎子である本件双子はそもそも「婚姻関係」を前提とする子とは認められず、被上訴人が主張する「婚姻夫婦の生物学的な子」という定義は、本件双子にはあてはまらない。

また、社会保障局による解釈に説得力があるのは以下の理由からである。

社会保障局は416条 (h) (2) (A) の冒頭部分に文言上の手がかりを見出す。それは「申請者が本節の目的において被保険者の子であるかどうかを決めるにあたり」、社会保障局長官は州の無遺言相続法を参照しなければならない、というくだりである。被上訴人は416条 (e) に「416条 (h) を参照せよ」との指示がないと指摘するが、416条 (h) が「本節」の表記によって決定的な関連性を示す点を見落としている。この「本節」は本法の第二節すなわち401-434条を指すため、402条 (d) と416条 (e) はこの中に含まれる。

(3) 州法参照による連邦法解釈の意義

申請者の「子」としての地位を決めるために州法を参照することは変則的どころか全くその反対であり、本法は「妻」や「未亡人」等の家族の地位に関して同様に州の無遺言相続法を参照する。つまり、これらの者は全て遺族給付金の受給に際して無遺言相続できるかどうかの基準を満たさなければならないのである。「子」である全申請者に無遺言法による資格要件を満たすように求めることは、伝統的に州法の領分であるところの家族関係に連邦議会が深入することなく、立法者が明白に想定した者の受益を保証するためのシンプルな審査である。

本法は申請者が「妻」等の資格要件を満たすかどうかの審査に際して一般的に州法を参照すると同時に、複数の条文で家族関係の持続期間に応じた制限を設けている。例えば、(遺産相続目的の) 死の床での結婚を除外するために、親・継子の関係は被保険者の死より前に九か月以上継続していなければならない⁽⁸⁾。こうした期限は死後懐胎子に相続権を認めるいくつかの州法にも見られる。例えば、カリフォルニア州法は親の死から二年以内に懐胎された子⁽⁹⁾に、

(8) 42 U. S. C. §416 (e) (2).

(9) CAL. PROB. CODE ANN. §249. 5 (c) (West Supp. 2012).

ルイジアナ州法は親の死後三年以内に出生した子⁽¹⁰⁾に、それぞれ相続権を認めている。これに対して、原審の判断には期限が設定されておらず、父の死と子の懐胎・出産の間にどれほど期間が経過しても遺族給付金の受給資格があるということになりかねない。

給付金受給へのルートは本法と行政規則によって設定され、それは立法の主たる目的についての連邦議会の認識に遡る。遺族給付金の目的は「広く必要とする者への給付」ではなく、より限定的に「被保険者の死による収入の喪失に伴う困難からの扶養家族の保護」である。州の無遺言相続法が子に対して父の遺産から相続することを認める場合、その子を死亡した親の生前および死亡時点での扶養家族と考えることは合理的であるように思われる。つまり、「子」とは誰かを決めるにあたって州の無遺言相続法に依拠することは、本法の目的を推進する。確かに、無遺言相続を基準にすれば、一部の州法が無遺言相続を認める死後懐胎子や、連邦法が受給権を認める父の死の間に懐胎された子といった、前述の本法の主たる関心を外れる「死亡した父に実際に養育されたことのない子」にも受給資格が認められてしまう。しかし、議会是一般的に立法を行う特権を有しており、ここでは州無遺言相続法の下での相続適格を用いることで、子が実際にその父の扶養を受けていたかどうか、という厄介な事例毎の判断に代えたのである。

(4) 死後懐胎子に対する受給資格の否定は差別か

被上訴人は社会保障局の解釈によれば、416条(e)で定義される養子、継子、孫、継孫とは対照的に、実子だけが416条(h)の関門を通過しなければならない点を問題にする。しかし、実子以外の受益者らも別の制定法上の要件を満たさなければならず、それは実子とは別の適格要件ではあるが、だからといって416条(h)の基準を満たさなければならない実子よりも優遇されるわけではない。

また、被上訴人は社会保障局による社会保障法の解釈が、誕生日と懐胎方法のみを理由に死後懐胎子を給付金の受給資格を認められない実子の中の劣位の一群(inferior subset of natural children)として取り扱っており、デュー・プロセス条項の平等保護要素に照らして深刻な憲法上の懸念を提起すると主張する。この主張については、被上訴人による同法の解釈を支持した原審すらも拒絶している⁽¹¹⁾。我々は、両親の違法な関係に対する制裁として非嫡出子に

(10) LA. REV. STAT. ANN. §9:391.1 (A). (West 2008).

負担を強いる諸法について、非難を幼児に向けることの非論理性・不公平さを理由に中間審査を適用してきた⁽¹²⁾。非嫡出子を不利に扱う区分について我々の疑念をかきたてたような特質を死後懐胎子が有する旨の立証はなされていないため、ここでより厳格な審査基準が適切であるかどうかを判断する必要はない。合理性審査基準の下では、議会のレジームは容易に審査を通過する。合衆国第九巡回区控訴裁判所が判示したように、政府のレジームは親の養育費を失った子供たちのために給付金を確保することと、事案毎に扶養の事実を証明する行政負担を最小限に抑えるために合理的な推定を用いることという政府の二つの利益に合理的に関連するからである。

(5) Chevron 敬譲について

以上のように、416条 (e) (1) の「子とは、被保険者の子である」との定義は、416条 (e) (1) を含む節 (subchapter) の中での「子」を定義する416条 (h) (2) (A) による補完なしには意味をなさない。416条 (h) (2) (A) は死後懐胎子の法的地位を決めるために州法を参照するよう命じ、社会保障局もそれを採用した。そうした解釈は何十年もの間一貫しており、少なくとも合理的であるため、Chevron 判決⁽¹³⁾ に照らし敬譲を認められる。

連邦議会が法の執行の規則制定権限を一般的に行政機関に対して委ねた場合、そしてその権限の行使において敬譲を主張する行政機関の解釈が公布された場合に、Chevron 敬譲が適切となる。ここでは既にみたように、社会保障局の長年にわたる解釈が告知と意見聴取による規則制定手続後に公布された規則において示された。議会は社会保障局に対してその機能と関連規定の執行に必要なまたは適切な規則を制定する権限を付与した。社会保障局の規則は恣意的でも気まぐれでもなく、制定法に明白に矛盾するものでもない。

本件は家族を形成する途上での夫の死という悲劇的状況から生じた事件ではあるが、連邦議会の制定した法は子に対する遺族給付金の申請について州の無遺言法を参照して解決するよう要請しており、当裁判所がそれに代わる法文上に根拠を見出し難い統一的連邦ルールを創設することはできない。

(11) 631 F. 3d, at 628, n. 1 (citing *Vernoff v. Astrue*, 568 F. 3d 1102 (9th Cir. 2009)).

(12) *Clark v. Jeter*, 486 U. S. 456 (1988).

(13) *Chevron v. Natural Resources Defense Council*, 467 U. S. 837 (1984).

5 判例研究

(1) 判決の背景

父の死後に生まれた子は忘れ形見とも呼ばれ、それは懐胎期間中の事故や病気等による偶発的でやむをえない出生の事情として古くから知られる。しかし、精子の凍結保存と事後利用を実現した生殖補助医療技術の進歩は、凍結保存精子を父の死後に用いる死後生殖 (posthumous reproduction) をも可能にし、こうした忘れ形見の中に死後懐胎子 (posthumously conceived child) という新たな区分を作り出した⁽¹⁴⁾。

死後生殖についてはまず、父のない子を意図的にもうける生殖方法の是非が法的倫理的な議論となる。これに関して、米国では生殖の自由への高い価値づけからか、死後生殖一般を禁止する動きはみられない⁽¹⁵⁾。他方で、それとは別に問題となるのが死後懐胎子の法的地位である。一般に、亡夫の凍結精子を用いて未亡人が妊娠・出産した場合、生まれた子の父は亡夫となるのが当然のようにも思われる。しかし、仮にその子の出生が亡夫の死から十年後、あるいは代理懐胎を用いて亡夫の死から五十年後、百年後ならばどうか。時間の経過とともに違和感が増すとしても、これらはすべて亡夫の生物学的な子には違いなく、亡夫が子の父であるか否かについてどの時点で線引きするかは難問である。

一般的な意味とは別に、亡夫が死後懐胎子の法的な父であるか否かは、亡夫からのみならず、その親族からの相続権を死後懐胎子に認めるか否かにかかわる。これは他の相続人の利益にも影響を及ぼす問題である。本件で争われた社会保障遺族給付金の受給資格はそこから派生する実利的な問題であり、1990年代以降州および連邦の裁判所で争われた死後懐胎子に関する事件の大半を占めている⁽¹⁶⁾。

(14) 本稿では父に関する死後生殖を取り上げるが、卵子・胚の凍結保存と代理懐胎を用いれば、母についても死後生殖は可能である。また、父に関する死後生殖には本件のように生前に凍結保存した精子を死後に用いる場合と、死後に死体から採取した精子を用いる場合がある。

(15) Hecht v. Superior Court of Los Angeles County, 20 Cal. Rptr. 2d 275 (Cal. Ct. App. 1993). 大島梨沙「民事判例研究」北大法学論集56巻3号406頁(2005年)、林かおり「海外における生殖補助医療法の現状 死後生殖、代理懐胎、子どもの出自を知る権利について」外国の立法254号99頁(2010年)参照。

(16) See Gloria J. Banks, *Traditional Concepts and Nontraditional Conceptions: Social Security Survivor's Benefits for Posthumously Conceived*

(2) 判決の意義と課題

本判決は、死後懐胎子の遺族給付金受給資格に関わる社会保障法の解釈をめぐる合衆国控訴裁判所間の見解の対立を、最高裁が州の無遺言相続法に依拠して「子」を定義する社会保障局の手法を追認して解釈を統一することによって解決した点に意義がある。ただ、その効果が統一かどうかは疑問である。まず、無遺言相続法は州毎に多様であるため、死後懐胎子に受給資格が認められるかどうかにもそれに応じてまちまちにならざるをえない。そればかりでなく、社会保障局が受理した死後懐胎子からの遺族給付金の申請はこれまでに100件以上になり、それは近年殊に増加傾向にあるにもかかわらず、死後懐胎子の相続問題に言及する無遺言相続法をもつのは判決時点で17州（うち13州は相続容認、4州は否認）、司法判断を行っている州も5州（3州で容認、2州は否認）にとどまる⁽¹⁷⁾。これはつまり、残る28州からの受給申請に対していかなる判断が下されるかは尚不明ということである⁽¹⁸⁾。したがって、本判決は死後懐胎子に遺族給付金の受給資格があるかとの実質的な問いを州に委ねるものであり、残された課題は多い。

こうした状況については、統一法によって各州法の内容を統一する手法⁽¹⁹⁾の他、親子関係や相続が伝統的に州の領分であっても死後懐胎子についての全国的な基準の必要性を理由に、社会保障法の改正による連邦レベルでの統一の対応を提言する議論⁽²⁰⁾がみられる。いずれも亡夫が生前に同意していた場合や、亡夫の死から一定期間内の懐胎ないし出生に限って死後懐胎子にも遺族給

Children, 32 LOY. L.A. L. REV. 252 (1998-1999).

(17) Kristine Knaplund, *Opinion Analysis: Genetic Link not Enough for Social Security Survivors Benefits*, <http://www.scotusblog.com/2012/05/opinion-analysis-genetic-link-not-enough-for-social-security-survivors-benefits/>

(18) *Id.*; Ronald Volkmer, *Social Security Benefits and the Posthumously Conceived Child*, 39 ESTPLN 43, 2012 WL 3990667.

(19) Kristine S. Knaplund, *Children of Assisted Reproduction*, 45 U. MICH. J. L. REFORM 899 (2012).

(20) Mel Cousins, 2012. *A 'Simple Test': Posthumously Conceived Children and Social Security Entitlements in Astrue v. Capato*, <http://works.bepress.com/melcousins/63/>;

Alycia Kennedy, *Posthumous Conception and the Social Security Act*, B. C. L. REV. (forthcoming 2012). http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2132532

付金の受給資格を認めようという論調である。ただ、どの時点で期限を切るべきかについては、未亡人の服喪期間や生殖補助医療による妊娠に要する時間が考慮されなければならない。また、子への遺族給付金に連動してその子を養育する未亡人等に支払われる手当は死後生殖への経済的動機付けになる点にも注意が必要とされる⁽²¹⁾。つまり給付金目当ての死後生殖である。したがって、亡夫の死から一定期間以降の死後生殖はシングルマザーを志願する未亡人単独の選択であって、これは精子ドナーを用いて独身女性が行う一般的な人工授精等による生殖と同視できるため、本来被保険者の死によって失われた養育費を代替するための遺族給付金の支給対象から外す取り扱いが適切である⁽²²⁾。

いずれにしても、死後懐胎子の遺族給付金受給資格については、納税者を含めた利害関係人の諸利益を衡量しつつ、死後懐胎という本人には選択の余地のない事情を背負うことになった子の利益にも配慮する立法によって解決されるべきであり、今後の動向が注目される。

(3) 日本法への示唆

近年、日本でも死後生殖によって生まれた子の地位が争われる例が現れており、2006年には最高裁が法整備の必要性を指摘しつつ、死後認知の請求を拒けた⁽²³⁾。こうした最高裁判決に加え、公になった例も限られる⁽²⁴⁾ 国内では、死後生殖が一部少数者の特異な選択と理解され、消極的に評価されてきたように思われる。しかし、アメリカでの議論や判例を見る限り、死後生殖には、戦場で化学兵器等により生殖能力を失う可能性のある兵士の他、不妊リスクのある癌の化学療法等を受ける患者が事前に凍結保存した精子が死後に利用されるケースが目立つ。国民の二人に一人が癌を経験し、その死因の首位を占める我が国の状況に照らせば、今後は国内でもこうした生殖方法への需要が高まる可能性は否めず、これまでの評価を見直す必要が出てくるかもしれない⁽²⁵⁾。

(21) Kristine S. Knaplund, *Equal Protection, Postmortem Conception, and Intestacy*, 53 U. KAN. L. REV. 627 (2005).

(22) See Kennedy, *supra* note 20, at 31.

(23) 最判平成18年9月4日、判例時報1952号36頁。

(24) 申信考「死後生殖に関して国内外の判例・事例における倫理問題の考察」医学哲学医学倫理24号85頁(2006年)、同「死後生殖における社会的合意と日本の特徴についての考察及び最高裁判決への批判」医学哲学医学倫理27号89頁(2009年)参照。

(25) 石川博通・岡崎雅子「精子の凍結保存 とくに悪性腫瘍治療前の凍結保存について」歯科学報107巻5号505頁(2007年)参照。

また、死後懐胎子をめぐる紛争も戸籍上の表記を争ういわば私的領域の問題ばかりでなく、本件で争われたような私的な身分関係に派生する公的領域の問題へと発展してゆくことが予想される。その際には死後懐胎子と亡夫の間に親子関係を認めなかった最高裁の先例にもとづき、死後懐胎子には亡夫の子としての公的な給付金の受給資格を認めないとの判断が予想される。それは一見、死後生殖という個人の私的な選択は否定しないが、その選択の結果が公的な負担になることは認めないという論理的な思考のようにも思われる。しかし、親子関係に基づく相続と遺児に対する公的な給付金のいずれをも否定された死後懐胎子を経済的に支えるのは誰か。十分な経済的支援を受けられなくなった死後懐胎子は、結局のところ公的な支援対象になるかもしれない。政府の限られた財源を前提に、死後懐胎子の法的地位とそれに伴う権利のあり方が検討されなければならない。

(森本 直子)